

# 令和 5 年分確定申告の納付期限等について

	納付書で 納税される方	振替納税を 利用されている方
<b>所得税</b> 及び復興特別所得税	<b>3月15日</b> (金)	<b>4月23日</b> (火)
<b>消費税</b> 及び地方消費税	<b>4月1日</b> (月)	<b>4月30日</b> (火)

※ 転居等により納税地や申告する税務署が変わった場合等は、各種手続きが必要です。必ずお申し出ください。

## ◎申告所得税の延納制度とは、

令和 6 年 3 月 15 日 (金) まで (振替納税の場合は令和 6 年 4 月 23 日 (火)) に納付すべき税額の 2 分の 1 以上を納付すれば、残りの税額の納付を令和 6 年 5 月 31 日 (金) まで延長することができます。(振替納税の場合も、5 月 31 日 (金) が振替納付日)。

◎ 3 月 15 日までに納付がない (又は振替納付日に振替ができない。) 場合は、延納分を含む全額を納付しなければならなくなり、3 月 16 日から延滞税が加算されます。